

贈収賄・汚職防止に関するグローバルポリシー

全社員、派遣社員、サプライヤー(ドイツを除く)

1. 目的

次の事柄の確保を目的とします。

- JM およびその従業員は、英国贈収賄法 (UKBA) および米国海外腐敗行為防止法 (FCPA) を含む、世界の贈収賄防止および汚職・腐敗行為に関する法律を遵守します。
- 当社では、高い倫理基準と価値観に沿って事業に従事し、それに関する説明責任を果たします。

2. 定義

用語	定義
贈収賄	行動や意思決定に不適切な影響を及ぼす、不適切な利益を得ることを意図し、金銭やその他価値のあるものを授受すること。次の例が含まれます。 - 贈答品 (ギフトカード等金銭的価値を有するものを含む) - 好意的な商業協定 - 食事、ホテルの宿泊、スポーツイベントや文化イベントのチケットや招待などの接待 - その他の助成的な出費 (旅費や滞在費等) - 相手の利益になるような好意 (直接的に関与している団体や関連団体への雇用の申し出等) - 会社のサービス、施設、所有物の無料利用 - 政治献金 - 慈善寄付
汚職	個人的利益のための権力の濫用。詐欺、強請、ファシリテーションペイメント等、賄賂、汚職は様々な形態をとることがあります。
ファシリテーションペイメント	公務員による政府の必須業務やプロセスを推進あるいは促進させるための非公式な支払い・贈答品のこと。政府の業務やプロセスにはライセンスや許可の発行、検査や荷役の日程調整などが含まれますが、これに限定されません。

3. 方針

- JM では、贈収賄や汚職・腐敗行為を容認しません。
- 決して、賄賂を受け取ったり、提供したりしてはなりません。これは、公務員でもそれ以外でも同様に適用されます。
- JM の代わりとして他の個人や組織を利用して贈収賄を行ってはなりません。
- JM を代表して行動する第三者に、JM の贈収賄および汚職・腐敗行為に対するゼロ容認アプローチおよび当社基準沿った実行責任を求めることを知らせる必要があります。(第三者仲介業者に関する手順を参照してください。)
- それが所在国におけるビジネス習慣であったとしても、いかなる種類のものでもファシリテーションペイメントを支払ってはなりません。
- 書面による限定的な承認を事前に GLT から受けていない限り、JM の資金から政治献金を行ってはなりません。
- すべての贈答品や接待の授受に関しては、本方針および GH&C 方針を遵守する必要があります。
- 贈収賄や汚職・腐敗行為が実際に発生した場合やその疑いがある場合は、必ず法務チームに、あるいはスピークアッププロセスを通して報告してください。
- 法務部内の倫理&コンプライアンスチームは、スピークアップを監督しますが、利益相反がある場合は、必要に応じてに法律顧問兼会社秘書役員、または監査委員会のうち適切な方に報告されます。

4. 例外

自分や他の JM 従業員が生命の危険や負傷といった危害に直面している場合において、本方針に違反するような支払いが例外的に行われるケースがあり得ます。可能な場合、何らかの行動を取る前に、直属の上司とともに倫理&コンプライアンスチームに通知してください。

5. 違反の結果

本方針に違反した場合は、解雇を含む懲戒措置の対象となる場合があります。

6. 参考資料

6.1 関連する方針

- 倫理規範：正しいことを行う <https://matthey.com/about-us/governance/code-of-ethics>
- グローバル人権方針 [Global Human Rights Policy .docx](#)
- グローバルワーキングトゥギャザー ポリシー [Global Working Together Policy.docx](#)

6.2 関連する手順

- 第三者仲介手続き [第三者仲介手続き](#)

6.3 関連するガイダンス

- スピークアップガイド [スピークアップガイド](#)

7. 付録

7.1. 文責

文書管理における役割	職位
承認者 (GLT スポンサー)	顧問弁護士およびカンパニーセクレタリー
所有者	グループ、法律顧問
執筆者	倫理、コンプライアンス&サステナビリティ、法律顧問補佐

7.2 バージョン管理

バージョン	日付	変更点
1.0	09/11/2022	社員にとって最も重要な情報が強調されるように様式を簡素化
1.1	11/03/2024	ポリシーの所有者を更新
1.2	22/10/2024	倫理委員会への言及を削除し、倫理&コンプライアンス部と矛盾する場合の照会プロセスを更新